⑤　次のいずれか二つ以上を満たしていること。

1　在宅患者訪問診療料(I)及び在宅患者訪問診療料(II)を前三月間において三十回以上算定している保険医療機関であること。

2　退院後訪問指導料、在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料、精神科訪問看護・指導料(I)、精神科訪問看護・指導料(III)、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費のロ及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費のロを前三月間において百五十回以上算定している保険医療機関であること。

3　訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法に規定する訪問看護基本療養費、精神科訪問看護基本療養費、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費のイ及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費のイを前三月間において八百回以上算定している訪問看護ステーションが当該保険医療機関に併設されていること。

4　在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料を前三月間において三十回以上算定している保険医療機関であること。

5　介護保険法第八条第二項に規定する訪問介護、同条第五項に規定する訪問リハビリテーション又は同条第四項に規定する介護予防訪問リハビリテーションの提供実績を有している施設が当該保険医療機関に併設されていること。

6　退院時共同指導料2を前三月間において六回以上算定している保険医療機関であること。

⑥　許可病床数が二百八十床未満の保険医療機関であること。

ハ　当該保険医療機関内に入退院支援及び地域連携業務を担う部門が設置されていること。当該部門に入退院支援及び地域連携に係る業務に関する十分な経験を有する専従の看護師又は専従の社会福祉士が配置されていること。当該部門に専従の看護師が配置されている場合にあっては専任の社会福祉士が、専従の社会福祉士が配置されている場合にあっては専任の看護師が配置されていること。

ニ　当該病室を含む病棟に常勤の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が一名以上配置されていること。

ホ　データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

ヘ　心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料、呼吸器リハビリテーション料又はがん患者リハビリテーション料に係る届出を行っている保険医療機関であること。

ト　地域包括ケア入院医療を行うにつき必要な体制を有していること。

チ　地域包括ケア入院医療を行うにつき必要な構造設備を有していること。

リ　当該病室において、退院患者に占める、在宅等に退院するものの割合が七割以上であること。

(6)　特定一般病棟入院料の注8の除外薬剤・注射薬

自己連続携行式腹膜灌流用灌流液及び別表第五の一の二に掲げる薬剤及び注射薬

二十　地域移行機能強化病棟入院料の施設基準等

(1)　地域移行機能強化病棟入院料の施設基準

イ　主として精神疾患により長期に入院していた患者であって、退院に向けた集中的な支援を特に必要とするものを入院させ、精神病棟を単位として行うものであること。

ロ　医療法施行規則第十九条第二項第二号に定める看護師及び准看護師の員数以上の員数が配置されていること。

ハ　当該病棟を有する保険医療機関において、常勤の精神保健指定医が二名以上配置され、かつ、当該病棟に専任の常勤精神科医が一名以上配置されていること。

ニ　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員、看護補助者、作業療法士及び精神保健福祉士の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員、看護補助を行う看護補助者、作業療法士及び精神保健福祉士が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員、看護補助者、作業療法士及び精神保健福祉士の数は、本文の規定にかかわらず、看護職員一を含む二以上であること。なお、主として事務的業務を行う看護補助者を含む場合は、一日に事務的業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二百又はその端数を増すごとに一に相当する数以下であること。

ホ　当該病棟において、看護職員、看護補助者、作業療法士及び精神保健福祉士の最小必要数の六割以上が看護職員、作業療法士又は精神保健福祉士であること。

ヘ　当該病棟において、看護職員、作業療法士及び精神保健福祉士の最小必要数（当該必要数が看護職員数を上回る場合には看護職員数）の二割以上が看護師であること。

ト　当該病棟に専従の常勤の精神保健福祉士が一名以上配置されていること。

チ　当該病棟に退院調整を担当する者が一名以上（入院患者数が四十を超える場合は二名以上）配置されていること。

リ　精神疾患を有する患者の退院に係る支援を行うにつき十分な体制が整備されていること。

ヌ　当該保険医療機関において、入院患者の退院に係る支援に関する部門が設置されていること。

ル　長期の入院患者の当該病棟からの退院が着実に進んでおり、当該保険医療機関の精神病床の数が減少していること。

(2)　重症者加算1の対象患者の状態

ヲ　精神障害者の地域生活を支援する関係機関等との連携を有していること。

(3)　重症者加算2の対象患者の状態

GAF尺度による判定が三十以下であること。

(4)　重症者加算1の施設基準

GAF尺度による判定が四十以下であること。

(5)　地域移行機能強化病棟入院料の注4の除外薬剤・注射薬

当該地域における精神科救急医療体制の確保に協力している保険医療機関であること。

別表第五の一の二に掲げる薬剤及び注射薬

二十一　特定機能病院リハビリテーション病棟入院料の施設基準等

(1)　特定機能病院リハビリテーション病棟入院料の施設基準

イ　回復期リハビリテーションの必要性の高い患者を八割以上入院させ、特定機能病院（当分の間は、令和四年三月三十一日において現に回復期リハビリテーション病棟入院料に係る届出を行っているものに限る。）の一般病棟単位で行うものであること。

ロ　回復期リハビリテーションを行うにつき必要な構造設備を有していること。

ハ　心大血管疾患リハビリテーション料(I)、脳血管疾患等リハビリテーション料(I)、運動器リハビリテーション料(I)及び呼吸器リハビリテーション料(I)に係る届出を行っている保険医療機関であること。

ニ　回復期リハビリテーションを要する状態の患者に対し、一日当たり三単位以上のリハビリテーションが行われていること。

ホ　当該病棟に専従の常勤医師が一名以上配置されていること。

ヘ　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員、看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二又はその端数を増すごとに一に相当する数以下であること。

ト　当該病棟において、看護職員、看護補助者の六割以上が看護職員であること。

チ　当該病棟において、看護職員、作業療法士及び精神保健福祉士の最小必要数（当該必要数が看護職員数を上回る場合には看護職員数）の二割以上が看護師であること。

リ　当該病棟に専従の常勤の精神保健福祉士が一名以上配置されていること。

ヌ　当該病棟に退院調整を担当する者が一名以上配置されていること。

ル　精神疾患を有する患者の退院に係る支援を行うにつき十分な体制が整備されていること。

ヲ　当該保険医療機関において、入院患者の退院に係る支援に関する部門が設置されていること。

ワ　長期の入院患者の当該病棟からの退院が着実に進んでおり、当該保険医療機関の精神病床の数が減少していること。

カ　重症者加算1の対象患者の状態

ヨ　精神障害者の地域生活を支援する関係機関等との連携を有していること。

タ　重症者加算2の対象患者の状態

GAF尺度による判定が三十以下であること。

レ　重症者加算1の施設基準

GAF尺度による判定が四十以下であること。

ソ　重症者加算2の施設基準

当該地域における精神科救急医療体制の確保に協力している保険医療機関であること。

ツ　地域移行機能強化病棟入院料の注4の除外薬剤・注射薬

別表第五の一の二に掲げる薬剤及び注射薬

ネ